

(別紙)

令和 8（2026）年度生成 AI を活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務に係る
公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、令和 8（2026）年度生成 AI を活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

No.	審査項目	評価内容	配点
1	業務内容の理解度	本事業を実施する社会的背景、業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	20
2	組織体制	業務が確実かつ円滑に進められる組織体制となっているか。 (児童相談所システム改修業務受託業者との連携を前提としている。)	20
3	企画提案の優位性	システム利用者が送信したプロンプト等を元に、適切なサポートを受けられる設定としているか。 (サポート：過去事例の検索・処遇案の生成等)	20
		個人情報保護、情報セキュリティ確保への対策が十分取られているか。	20
4	計画性及び実現性	過去の実績等から、適切な業務遂行能力が認められるか。	10
		見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	10
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記 (2) において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が 60 点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。